「北九州市食育推進デザイン」使用に関する要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、北九州市（以下、「市」という。）が制作した、「北九州市食育推進デザイン」（以下、「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（デザインの使用目的）

第2条　デザインは、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第2項で定める市の食育推進計画における食育推進の取組を効果的に発信していくために作成したものであり、市民に広く食育を推進していくことを目的に使用する。

（仕様）

第3条　デザインは、別に定める「北九州市食育推進デザイン使用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の定めに従い、使用しなければならない。

（使用できる者）

第4条　デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

（1）市の信用もしくは品位を傷つけるとき、またはそのおそれがあるとき。

（2）公序良俗に反するとき、またはそのおそれがあるとき。

（3）特定の個人、団体、政党、宗教団体を市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるとき、またはそのおそれがあるとき。

（4）営利を主たる目的とするとき。

（5）デザインを使用しようとする者が、次の項目に該当するとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ　暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（6）前各号に掲げるもののほか、デザインの使用が適当でないと保健福祉局長（以下、

「局長」という。）が認めるとき。

（使用申請）

第5条　デザインを使用しようとする者は、あらかじめデザイン使用申請書（様式第1号）に、必要な関係資料を添えて局長に提出し、承認を受けなければならない。

2　前項の申請を承認したときは、局長はデザイン使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

3　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請書の提出を要しない。

（1）市がその業務の目的において使用するとき。

（2）市が共催または後援する行事等について、その共催または後援を示す目的において使用するとき。

（3）新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用するとき。

（4）その他使用申請書の提出を必要としないと局長が認めるとき。

4　局長が使用を承認することが不適当と認めるときは、デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（使用料）

第6条　デザインの使用は、無料とする。

（使用状況の確認）

第7条　局長は、デザインの使用者（以下、「使用者」という。）に対し、デザインの使用状況を確認するために必要な資料を提出させ、または報告を求めることができる。

2　使用者は、前項の規定により資料の提出または報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（権利）

第8条　デザインに関する一切の権利は、市に属する。

（権利設定の禁止）

第9条　使用者は、デザインを使用するときは、当該デザインについて新たに知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の知的財産権をいう。）を設定してはならない。

（賠償責任等）

第10条　市は、デザインの使用に伴い生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。また、使用によって第三者に損害が発生した場合も市は何ら責任を負わないものとする。
3 使用者は、デザインの使用に際して故意または過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（違反に対する措置）
第11条　局長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、デザインの使用について必要な助言もしくは指導をし、その使用の差し止めを命じ、または法的措置をとることができる。
2 前項の規定による使用の差し止めまたは法的措置により使用者に損害が生じた場合、市は、その賠償の責めを負わない。

（事務）
第12条 この要綱に関する事務は、保健福祉局健康医療部健康推進課が行う。

（補則）
第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、局長が別に定める。
2 第3条に規定するガイドラインの「デザイン2」については、第三次北九州市食育推進計画のロゴマークとして紹介する場合を除き使用してはならない。

付則
この要綱は、令和7年　3月　1日から施行する。